

公募型競争入札参加者 各位

教育委員会事務局
教職員労務課長

発注情報詳細等に対する質問回答書

件名 令和 3 年度 教職員定期健康診断（会計年度任用職員等を除く）

上記の件に関して質問がありましたので、次のとおり回答します。

No	質 問	回 答
1	p. 9 の 8 (7)イ ・<健診結果掲載必須内容>の、「結果様式内でも別紙にしてよいもの」の、「問診票」の行で、「本人が記載済みのものを電子化した任意の様式」とありますが、電子化した場合、それを教育委員会に提出すれば、本人あて・学校あてには問診内容は記載しなくてもよろしいですか。	・「健康診断問診票（別紙 3）」の回答内容を教育委員会あて個人健診結果に表記（別紙での表記も含む）していただければ、本人あて及び学校あての結果には問診内容を記載いただくなくても構いません。
2	p. 9 の 9 (1) 9 結果報告書 (1) 個人あて ア に、「判定は第一分類判定及び総合判定のみ表示」とありますが、各項目に判定を表示してはいけないのでしょうか。	・受診者にとって分かりやすい表記であれば、第 2・3 分類を含めて表記していただいても構いません。事前にレイアウトの確認をさせていただきます。
3	p. 21 別紙 5 健康診断判定基準値表 ・肝機能検査の ALP の検査法と基準値について、業界団体の動きにあわせ、令和 3 年 4 月より、検査法を J S C C（日本臨床化学会）の測定法より、I F C C（国際臨床化学連合）の測定法に変更する予定です。仕様書中の基準値表では I F C C 法の記載がありませんが検査実施に際しては検査法の変更について検討いただくことは可能ですか？	・測定法の変更は差し支えありません。いずれの測定法かを健診結果に記載してください。